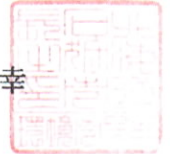


石 聴 生 第 709 号  
令 和 5 年 1 月 5 日

公務非正規女性全国ネットワーク（はむねっと）  
代表 渡辺 百合子 様

石狩市長 加 藤 龍 幸



会計年度任用職員の不安定雇用に対する緊急要望書に対する回答について

日頃より、石狩市の市政執行に対し、格別なるご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年12月22日付けで提出のありました要望書について、別紙のとおり回答します。

石狩市環境市民部広聴・市民生活課

（担当：

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2

Tel:72-3191/Fax:72-3199

E-mail :seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp

# 回 答 書

1. 継続を希望する会計年度任用職員について一律の「公募」を辞め、希望者が、安心して働くことができるような方策をとってください

会計年度任用職員の任用に当たっては、地方公務員法や国の通知において、平等取扱いの原則及び成績主義の観点から、出来る限り広く公募することが望ましいと示されております。

本市においては、石狩市会計年度任用職員の任用等に関する規則において、本則として公募により任用することとし、但し書において、公募によらず再度任用する場合、面接及び従前の勤務実績に基づき適切に能力実証を行うなど一定の要件を満たすことを求めています。

今後においても、法律や国の通知などにより適切に運用していきたいと考えております。

【総務部職員課】

2. 年度末に向けて 30 名以上の離職者が生じる時は、「労働施策総合推進法」27 条 2 項に基づき、厚生労働大臣あてに「大量雇用変動」を通知してください

労働施策総合推進法 27 条等により、国または地方公共団体の任命権者は、一定期間内に相当数の職員が離職することとなる場合、離職する前に厚生労働大臣に対して「大量離職通知書」を提出することが義務付けられておりますので、適切に対応していきたいと考えております。

【総務部職員課】

3. 報酬や諸手当、休暇制度、福利厚生等について、常勤職員との間にある処遇改善の是正など、同一労働同一賃金の原則に向けて取り組んでください

会計年度任用職員の給与制度等については、地方公務員法に定める職務給の原則や均衡等の原則のほか、本市の常勤職員の勤務条件等も考慮しながら決定しております。

今後とも、地方公務員法の定めや国の通知等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

【総務部職員課】

4. 国に対して、会計年度任用職員制度の抜本的な見直しに関する提言を上げてください

地方公務員法の定めや国の通知等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

【総務部職員課】

石議会第180号  
令和5年1月5日

公務非正規女性全国ネットワーク（はむねっと）  
代表 渡辺 百合子 様

石狩市議会議員 花田 和彦



会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書に対する回答

2022年12月18日付「会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書」について下記のとおり回答いたします。

要望事項

1. 継続を希望する会計年度任用職員について一律の「公募」を辞め、希望者が、安心して働くことができるような方策をとってください。
2. 報酬や諸手当、休暇制度、福利厚生等について、常勤職員との間にある処遇格差の是正など、同一労働同一賃金の原則に向けて取り組んでください。
3. 国に対して、会計年度任用職員制度の抜本的な見直しに関する意見書を上げてください。

記

1. 会計年度任用職員の任用は、当市議会で決定することではありませんが、市長部局において法律や国の通知などにより適切に運用しているものと認識しています。
2. 会計年度任用職員の報酬、諸手当、休暇制度、福利厚生等は、当市議会で決定することではありませんが、市長部局において地方公務員法の定めや国の通知等を踏まえ適切に対応しているものと認識しています。
3. 当市議会では、国に対する意見書は、全会一致がルールとなっておりますので、必要な場合は適切に対応して参ります。

〒061-3292

北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市議会事務局 議会担当

TEL : 0133-72-3181 FAX:0133-75-2280

E-mail : gikai@city.ishikari.hokkaido.jp

北石公平第 46 号  
令和 5 年 1 月 5 日

公務非正規女性全国ネットワーク  
代表 渡辺 百合子 様

北石狩公平委員会  
委員長 大杉 定通



会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書への回答について

日頃より本市の人事行政の執行に対し、格別なるご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年 12 月 22 日付けで受けました要望書について、別紙のとおり回答いたします。

北石狩公平委員会事務局 担当  
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2  
Tel : 0133-72-6125 Fax : 0133-75-2275  
E-mail : kouhei@city.ishikari.hokkaido.jp

# 回 答 書

- 1 継続を希望する会計年度任用職員について一律の「公募」を辞め、希望者が、安心して働くことができる制度とする提言を首長に行ってください
- 2 会計年度任用職員の報酬や諸手当、休暇制度、福利厚生等について、常勤職員との間にある処遇改善の是正など、同一労働同一賃金の原則にそった提言を首長に行ってください

(1、2の要望に対し)

会計年度任用職員に係る制度については、地方公務員法やこれらに係る国の通知などにに基づき運用されているところです。

公平委員会といたしましては、地方公務員法に定められた権限に基づき、適切に対応してまいります。

- 3 相談窓口が分からないという声をご紹介しましたが、貴委員会として、会計年度任用職員に苦情相談窓口や、措置要求について周知してください

公平委員会の役割を職員に周知することについては、会計年度任用職員も含む対象となる職員に対し、適切に行ってまいります。